&LIFE　医療保険Aセレクトupは入院・手術だけでなく、ガンなどの三大疾病も手厚くサポート

保障内容

医療保険(無解約返戻金型)(25) 無配当　　保険期間・保険料払込期間：終身(ガン特定診療特約(無解約返戻金型)(25)、ガン遺伝子パネル検査に関する特則：5年)　　入院給付金日額：5,000円　　支払限度の型：30日型(Aプラン)・60日型(B・Cプラン)　　手術給付金の型：手術Ⅱ型
八大疾病入院無制限給付特則付
■先進医療特約(無解約返戻金型)　(A・B・Cプラン)
■入院一時給付特約(無解約返戻金型)(22)　　入院一時給付金額　　：5万円(B・Cプラン)
■三大疾病一時給付特約 (無解約返戻金型)(25)　　三大疾病一時給付金額　　：50万円(Cプラン)
■女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(25)　　女性疾病入院給付金日額　　：5,000円(A・B・Cプラン)
■通院給付特約(無解約返戻金型)(18)　　主契約の入院給付金日額　：5,000円(Bプラン)
■ガン特定診療特約(無解約返戻金型)(25)、ガン遺伝子パネル検査に関する特則　(Cプラン)

ご希望に応じて給付金額を減額したり特約を外すことができます！

おすすめ

		内容のご説明（注1～15については最終ページに記載しておりますので、必ずご確認ください。）	Aプラン	Bプラン	Cプラン
主契約	入院	病気やケガにより**入院**されたとき【疾病入院給付金・災害入院給付金】　約款所定の**八大疾病による入院**の場合は、疾病入院給付金が１回の入院・通算ともに**支払限度日数無制限 !!** 注1	入院5日目まで　一律　2.5万円	入院6日目以降　1日につき　5,000円	
	手術	病気やケガにより**手術**を受けられたとき【手術給付金】	入院中の手術のとき　1回につき　10万円	外来での手術のとき　1回につき　2.5万円	
	放射線治療	**放射線治療**を受けられたとき　注2【放射線治療給付金】	1回につき	5万円	
	集中治療室管理	**集中治療室管理**を受けられたとき【集中治療給付金】　1回の入院について、１回のお支払いを限度とします。	1回につき	10万円	
特約	先進医療 先進医療特約 (無解約返戻金型)	**先進医療による療養**を受けられたとき　注3【先進医療給付金】　主契約の入院給付金が支払われる**1回の入院につき、1回**を限度とします。	先進医療にかかわる**技術料**と約款所定の**交通費・宿泊費**(1泊につき1万円を限度)	保険期間通算　**2,000万円**　まで	
	入院一時金 入院一時給付特約 (無解約返戻金型)(22)	病気やケガにより**入院**されたとき【入院一時給付金】　**三大疾病（ガン・心疾患・脳血管疾患）ごとに、それぞれ1年に1回を限度に何度でも**保障	－	一時金として**5万円**	
	三大疾病 三大疾病一時給付特約 (無解約返戻金型)(25)	初めてガン(上皮内ガンを含む)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院または手術をされたとき、およびその後1年以上経過して約款所定のお支払事由に該当されたとき　注4【ガン診断給付金・心疾患一時給付金・脳血管疾患一時給付金】　注6	－	－	一時金として**50万円**
	女性向け 女性疾病給付特約 (無解約返戻金型)(25) 【女性の方のみ】	約款所定の**女性疾病で入院**されたとき　注5【女性疾病入院給付金】	入院5日目まで　一律　2.5万円	入院6日目以降　1日につき5,000 円	
		約款所定の**女性疾病で主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術**を受けられたとき【女性疾病手術給付金】	入院中の手術　1回につき5万円	外来での手術　1回につき2.5万円	
		以下の①～④のいずれかの**手術**を受けられたとき　注7【女性特定手術給付金】　往診・訪問診療等も保障 ①乳ガン（上皮内ガンを含む）による乳房の観血切除術 ②①の切除術を受けた乳房の乳房再建術　③ 子宮摘出術　④卵巣摘出術	特定手術　1回につき15万円		
		約款所定の**女性疾病で**主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する**放射線治療**を受けられたとき　注8【女性疾病放射線治療給付金】	放射線治療　1回につき5万円		
	通院 通院給付特約 (無解約返戻金型)(18)	**退院後**、約款所定の**通院による治療**を受けられたとき　注9注10注11【通院給付金】	－	**5,000円**×受療日数	―
	ガン特定診療 ガン特定診療特約 (無解約返戻金型)(25)	ガン（上皮内ガンを含む）の治療を目的として自費診療による療養のために入院・通院をされたとき、またはセカンドオピニオンを受けられたとき　注4　注12　注13　注14【ガン特定診療給付金】	－	―	それぞれにかかわる費用と約款所定の交通費・宿泊費（１泊につき１万円を限度）
	特則　ガン遺伝子パネル検査に関する特則	医師より抗悪性腫瘍薬の投与が必要と診断され、適切な薬剤を選択することを目的として、注15の①②いずれかに 該当されたとき　注４			

入院への備えについて

●さまざまな出費が予想される入院への備えがあると安心です。

知っておきたい医療費

病気やケガで治療を受ける場合、公的医療保険制度がありますが、一部自己負担（１割～３割）が発生します。
加えて、全額自己負担となる公的医療保険制度対象外の費用がかかることもあります。

公的医療保険制度とは、健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

公的医療保険が適用される部分での自己負担

●保険診療にかかわる費用

入院費用　手術費用　処置料　投薬費用　等

年齢や所得に応じて、
費用の一部が自己負担となります。

- 小学校入学前まで：2割負担
- 小学校入学後～69歳：3割負担
- 70歳～74歳（一般）：2割負担 注2
- 75歳以上（一般）：1割負担 注1 注2

注1 一定以上の所得の場合は2割負担となります。
注2 現役並み所得の場合は3割負担となります。

費用が高額になった場合、自己負担が軽減される
高額療養費制度があります。

●入院時の食事代の一部負担

1食につき510円は自己負担となります。

※住民税非課税の方、住民税非課税でも老齢福祉年金を受けている方等は負担額が軽減されています。

＋ 公的医療保険適用外の自己負担

公的医療保険対象外の

- ●評価療養（先進医療含む）にかかわる費用
- ●患者申出療養にかかわる費用

それぞれの詳細はP.28(Q5)をご覧ください。

個室や少人数の病室に入ったときの
特別料金 **差額ベッド代**

差額ベッド代の1日あたりの自己負担分

4人部屋 2,780円	2人部屋 3,149円
3人部屋 2,778円	1人部屋 8,625円

厚生労働省 中央社会保険医療協議会総会(第613回)
「主な選定療養に係る報告状況」

●その他の雑費

交通費　入院時の日用品の購入費用　入院開始時の保証金　等

※未就学または義務教育期間中の子どもや難病と診断された方等に対して医療費の助成が受けられる「医療費助成制度」があります。
詳細はお住まいの市区町村等にお問い合わせください。

※2025年9月現在の公的医療保険制度にもとづいて記載しております。

先進医療への備えについて

●先進医療にかかわる費用は全額自己負担です。また、医療機関が限られていますので、交通費の負担も見逃せません。

先進医療って何？

①先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進的な医療技術として認められた技術をいいます。
②医療技術ごとに一定の施設基準が設定されており、施設基準に該当する限られた医療機関のみで行われます。
実施医療機関が遠方の場合等は、医療機関までの**交通費**や**宿泊費**の負担も無視できません。
③一般の保険診療と異なるため、公的医療保険制度の**対象外**です。
先進医療にかかわる費用は、医療技術の種類や医療機関等によって異なり、全額自己負担することになります。
先進医療にかかわる費用以外の、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院等）の費用は、
一般の保険診療と同様に扱われます。　※保険給付にかかる一部負担については、高額療養費制度が適用されます。

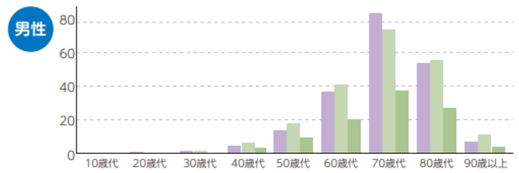
三大疾病への備えについて

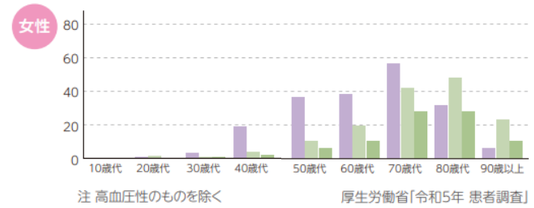
●三大疾病のリスクは誰にでもあります。まとまったお金を一時金で受け取れると安心です。

三大疾病

がん・心疾患・脳血管疾患は40歳代以降から増加傾向にあり、70歳代までリスクは高くなっていきます

▶三大疾病の年代別患者数(単位:万人)　がん　心疾患注　脳血管疾患





注 高血圧性のものを除く　厚生労働省「令和5年 患者調査」

三大疾病一時給付特約(無解約返戻金型)（25）の対象となる三大疾病の範囲（例）

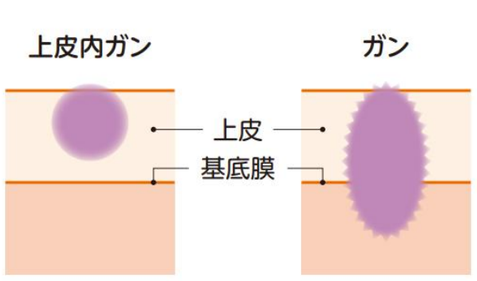
ガン（上皮内ガンを含む）
・胃ガン　・乳ガン
・肺ガン　・子宮ガン
・白血病　等

心疾患※
・急性心筋梗塞
・慢性リウマチ性心疾患
・慢性虚血性心疾患
・心筋症 ・不整脈
・心不全 ・狭心症
・肺循環疾患　等
※心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

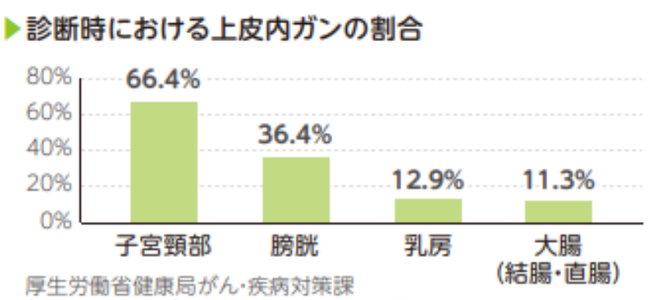
脳血管疾患
脳卒中
・くも膜下出血
・脳梗塞
・脳内出血
・脳動脈瘤　・高血圧性脳症
・一過性脳虚血発作　等

上皮内ガンからしっかり備える

上皮内ガンとは、ガン細胞が「上皮」と呼ばれる組織の内側にとどまっているガンのことをいいます。
※部位によって上皮内ガンの定義は異なります。



▶診断時における上皮内ガンの割合



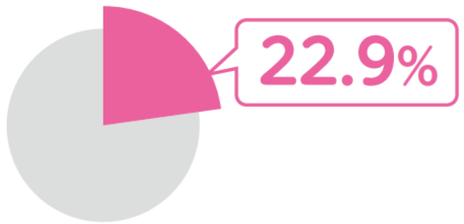
厚生労働省健康局がん・疾病対策課
「令和3年全国がん登録 罹患数・率 報告」

女性特有の病気・女性に多い病気への備えについて

出産のときに手術が必要になることもあります

出産のときに手術が必要　になることもあります

▶帝王切開で出産するケース



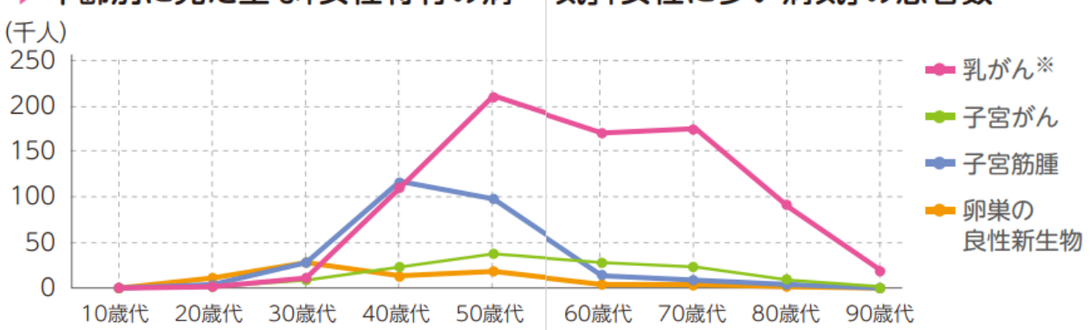
約5人に1人

厚生労働省「令和5年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」をもとに三井住友海上あいおい生命試算

「女性特有の病気」「女性に多い病気」は年齢に関係なくかかる可能性があります

「女性特有の病気」「女性に多い病気」は　年齢に関係なくかかる可能性があります

▶年齢別に見た主な「女性特有の病　気」「女性に多い病気」の患者数



※女性患者数のみ掲載しています。

厚生労働省「令和5年 患者調査」

【必ずご確認ください】

注1：八大疾病とは、ガン（上皮内ガンを含む）、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、膵疾患をいいます。
注2：放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。
注3：先進医療の保障は、医療技術、医療機関および適応症等によってはお支払対象とならないことがありますのでご注意ください。
注4：責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（91日目）をガン給付責任開始日としてガンに関する保障を開始します。
注5：女性疾病入院給付金の支払限度日数
●「1回の入院」の支払限度日数は、主契約の支払限度日数と同一です。ただし、主契約に八大疾病入院無制限給付特則を付加している場合、約款所定のガン・慢性リウマチ性心疾患・くも膜下出血・腎疾患の治療を直接の原因として入院されたときは無制限となります。
●「通算」の支払限度日数は、無制限です。
注6：同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する手術と女性特定手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられた場合で、女性特定手術給付金をお支払いするときは、その日に受けられた手術に対しては女性疾病手術給付金をお支払いできません。
注7：女性特定手術給付金は保険期間を通じて、「約款所定の乳房の観血切除術、乳房再建術および卵巣摘出術を受けられた場合は、各乳房・各卵巣につき1回」「約款所定の子宮摘出術を受けられた場合は1回」のお支払いを限度とします。
注8：女性疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、女性疾病放射線治療給付金をお支払いできません。
注9：主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間（支払対象期間）中の通院が対象となります。
注10 ：美容上の処置による通院、異常分娩以外の分娩による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院等は通院給付金のお支払対象外です。
注11：通院給付金のお支払いは、1回の入院につき30日、保険期間を通じて1,095日を限度とします。
注12：ガン特定診療給付金のお支払いは、本特約の更新前後を含めた保険期間を通じて1億円を限度とします。
（ガン遺伝子パネル検査に関する特則のお支払額も含めて保険期間通算1億円が限度となります。）
注13：自費診療に対するお支払いは、医学的に効果が認められたガンの治療を目的として、被保険者がその療養を受けた病院等に支払うべき費用に 限ります。ただし、その中でもお支払対象外となる費用があります。
注14：セカンドオピニオンにかかわる費用のお支払いは、本特約の保険期間を通じて１回を限度とします。
注15：医師より抗悪性腫瘍薬の投与が必要とされ、適切な薬剤を選択することを目的として、以下①②いずれかに該当されたとき
①特定病院のがんゲノム医療中核拠点病院等において、自由診療による療養としてガン遺伝子パネル検査を受けられたとき、ガン遺伝子パネル検査の実施に要した費用および約款所定の交通費・宿泊費
（1泊につき1万円を限度）（特約保険期間ごとに１回のみ）
②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の検体検査実施料の算定対象となるガン遺伝子パネル検査「がんゲノムプロファイリング検査」を 受けられたとき、15万円および約款所定の交通費・宿泊費
（1泊につき1万円を限度）

＊　「&LIFE医療保険Ａ（エース）セレクトup」は「医療保険（無解約返戻金型）（25） 無配当」の販売名称です。
＊　保険料払込期間中に解約された場合には、解約返戻金はありません。特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
＊　告知事項がすべて「いいえ」であれば、お申込みいただけます。「はい」に該当する告知事項がある場合は、お手数ですが募集代理店までお問い合わせください。（お申込いただける場合でも申込歴や給付金支払歴等によっては、お引受けできない場合があります。）
＊　生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

<募集代理店>
ＡＮＡファシリティーズ株式会社
〒103-0027　東京都中央区日本橋2-14-1
TEL：　0570-029-009　（音声ガイダンス③）

<引受保険会社>
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
東京企業第一営業部 第二課
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台３－４
龍名館本店ビル8階　03-6629-1473

2026-C-0092